

秩父市一般競争入札公告

秩父市告示第 60 号

賃貸借の一般競争入札（ダイレクト入札）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び秩父市契約規則（平成17年秩父市規則第57号）第23条の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

秩父市長 清野 和彦

記

1	入札対象案件	
	(1) 賃貸借名	秩父市立中学校LED照明器具賃貸借
	(2) 設置場所	秩父市立秩父第一中学校ほか
	(3) 賃貸借期間	令和9年3月1日から令和19年2月28日まで (10年間)
	(4) 予定価格	入札執行後（落札決定後）に公表する。
	(5) 業務概要	秩父市立中学校LED照明器具賃貸借一式
2	落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3	入札手続きの方法	本件入札は、期間入札により行う。
4	仕様書等	仕様書等は、秩父市ホームページに掲載する。 賃貸借料は月払い（120回払い）とする。
5	仕様書等に関する質問	
	(1) 受付期間	令和8年4月2日（木）午前9時00分から 令和8年4月10日（金）正午まで *上記期間外の質問は「質問なし」の扱いとする。 仕様書等に関して質問がある場合は、秩父市ホームページ掲載の質問書を提出すること。 提出方法は、Email (koyoiku@city.chichibu.lg.jp)のみとする。（期間内必着） なお、到着確認のためメール送信後に教育総務課に電話をすること。 (直通0494-25-5227)
	(2) 質問に対する回答	質問に対する回答は、令和8年4月14日（火）までに、秩父市ホームページに掲載する。 また、回答に対する再質問は認めないため、質問内容は明確に記載すること。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、秩父市ホームページに掲載する質問に対する回答の、全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容はすべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも、秩父市ホームページを利用して発注者から入札参加者へ連絡事項等を掲示することがある。
6	入札書の提出期間	令和8年4月15日（水）午前9時00分から 令和8年4月22日（水）午後4時00分まで（※郵送の場合は、令和8年4月21日（火）まで） ただし、入札は上記期間内の業務時間内とし、土曜日、日曜日は除く。 応札は、秩父市教育委員会事務局教育総務課（秩父市歴史文化伝承館2階）で行う。 日時等を変更する場合は、秩父市ホームページで案内する。
7	開札日時	令和8年4月23日（木）午前10時30分 開札は、秩父市歴史文化伝承館2階視聴覚・音楽室で行う。 場所及び日時等を変更する場合は、秩父市ホームページで案内する。
8	入札参加形態	単体企業とする。

9 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 資格者名簿への登録	業種 (賃貸) 家電製品 細目: 照明器具 本賃貸借の入札に係る公告の日において、令和7・8年度物品等入札参加資格者として、上記業種で登録されている者であること。
(2) 所在地	埼玉県内・茨城県内・栃木県内・群馬県内・千葉県内・東京都内・神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。(当該本店、支店又は営業所が、9(1)に規定する業種で名簿登録されている申請事業所であること。)
(3) 業務実績	令和6年4月1日以降、公告日までの間に、公立学校施設における照明7,000灯以上のLEDリース事業契約を2件以上にわたって締結し、これらを全て履行した実績を有していること。
(4) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 本賃貸借の入札に係る告示の日から落札決定までの期間に、秩父市の契約に係る入札参加等の措置要綱に基づく入札参加停止措置及び秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。 ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
10 最低制限価格	なし
11 入札保証金	免除
12 契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。
13 支払条件	(1) 前払金 なし (2) 部分払 なし
14 入札に関する注意事項	
(1) 入札書に記載する金額	入札書に記載する金額は、賃貸借期間全体(120ヶ月分)のリース料総額(消費税を除く)とする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札の執行	入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(3) 入札回数	ア 再度入札は1回とする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
(4) くじ	落札候補者となるべき価格について同価の入札が2者以上あった場合は、後日くじを実施して落札候補者を決定する。なお、日時及び場所については後日連絡する。
(5) 入札後の辞退	入札の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、辞退の手続を行うこと。なお、辞退届提出後の辞退撤回は認めない。

1 5 参加資格審査（事後審査）	
(1) 提出書類	<p>落札候補者は、次に挙げる①～④の書類を、開札日翌日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日）午後5時00分までに教育委員会事務局教育総務課へ持参し提出すること。</p> <p>なお、提出期限までに提出しない場合は資格審査を辞退したものとみなし、辞退届の提出を求めるものとする。</p> <p>①秩父市ホームページ掲載の「制限付き一般競争入札参加資格等確認申請書」  ②「9 入札に参加する者に必要な資格（3）業務実績」を満たす契約書の写し  ③②の契約における導入器具一覧表（数量確認が可能なもの）  ④②の契約において、物件設置後の完了確認を得たことがわかる書類</p>
(2) 資格審査	<p>資格審査については、落札候補者から予定価格以下の金額で応札したものを対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。</p>
(3) 審査結果通知	<p>落札候補者について資格審査の結果は電子メール又は郵送により通知するものとする。</p>
(4) その他	<p>入札参加資格がない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知の日から3日以内に書面により入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。</p>
1 6 入札の無効	<p>次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格を有しない者のした入札  (2) 談合その他不正行為があったと認められる入札  (3) 次に掲げる入札をした者がした入札  ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの  イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの  ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの  エ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの  (4) 郵送方法が一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便でないもの  (5) 二重封筒を用いる場合、中封筒に入札書が入っていないもの  (6) 複数の中封筒又は入札書若しくは内訳書が入っているもの  (7) 二重封筒を用いる場合は、中封筒に封印（「ズ」等の封字）がされていないもの  (8) 封筒が開封された形跡が認められるもの  (9) 封筒に入札参加者の商号又は名称、本件責任者および本件担当者の所属・氏名（フルネーム）・連絡先の記載がないもの若しくはその一部の記載がないもの  (10) 封筒が封かんされていないもの  (11) 外封筒に中封筒以外のものが入っているもの（公告等により指定しているものを除く）  (12) 封筒を含む提出書類に記載された商号又は名称が一致しないもの  (13) 入札書の記載事項に誤りがある場合。ただし、入札金額以外に明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。  (14) 入札書及び内訳書に記載された事項が判読できないもの  (15) その他市があらかじめ指示した事項に違反した入札</p>
1 7 契約の締結及び落札失効	<p>(1) 秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定に基づいて、秩父市議会の議決に付さなければならない契約に該当する場合は、仮契約を締結し、秩父市議会の議決を経て、契約保証が付されたことを発注者が確認した日をもって本契約とする。</p> <p>なお、秩父市議会で本案件が否決されたときは、この仮契約は無効とし、発注者は仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。</p> <p>(2) 本契約とするまでの間において、次のいずれかに該当するときは仮契約を解除することができる。この場合、発注者は仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。</p> <p>ア 秩父市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止または入札参加除外措置を受けたとき。  イ 本公告に掲げる入札参加要件を満たさなくなったとき。</p>
1 8 その他	<p>(1) 別に示す、入札書様式にて、郵送又は持参により入札を行うこと。ただし、指定様式と同様の記載がある場合は入札書として認める。また、入札書における押印省略の有無にかかわらず、封筒に本件責任者・担当者（所属・氏名（フルネーム）・連絡先）を記載すること。なお、本件責任者及び担当者は同じ者が兼ねることができる。</p> <p>(2) 入札参加者は、入札後この公告、仕様書（質問回答書を含む。）についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(3) 入札に際し談合情報があった場合は、次のとおり取り扱うことがある。</p> <p>ア 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。  イ 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることができる。  ウ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。</p> <p>(4) 別に示す、「期間入札に関する留意事項」に基づき入札に参加すること。</p>
1 9 問い合わせ先	<p>秩父市教育委員会 事務局 教育総務課  電話番号 0494-25-5227（直通）</p>